

岡山桃太郎空港香港線PR事業（インターネット等広報）に係る業務委託仕様書

岡山桃太郎空港の利用促進を目的とする「空路利用を促進する会」（以下「空路会」という。）が、岡山桃太郎空港香港線PR事業（インターネット等広報）を委託するにあたり、仕様書を次のとおり定める。

1 委託業務名

岡山桃太郎空港香港線PR事業（インターネット等広報）

2 業務の目的

岡山－香港線の利用促進

3 業務の概要

岡山－香港線の利用促進を図るため、香港現地のインターネット等による情報発信事業を実施し、香港における本県認知度向上及び一層の誘客促進を目指す。

発信媒体：インターネット、テレビ、紙面等（発信力があれば媒体は問わない）

発信期間：平成31年2月～3月（期間中、複数回発信することが望ましい）

発信内容：岡山-香港線の紹介（必須）

関西国際空港等他空港との連携（必須）

例えば

- ・香港航空が就航する他空港を片道利用することで、訪日の幅が広がること
- ・岡山県の地理的優位性等

瀬戸内国際芸術祭（必須）

その他岡山の観光地、果物、イベント、自然等

4 委託業務

受託者が行う業務内容（以下、「委託業務」という。）は次のとおりとする。

（1）情報発信事業の企画提案・実施

- ・訪日香港人観光客の特性を踏まえた発信媒体・内容とすること
- ・岡山－香港線の利用に繋がる内容を香港人の視点で盛り込むこと
- ・直行便（岡山－香港線）の利用促進が図られる内容とすること
- ・上記3「発信内容」の必須項目は必ず盛り込むこと
- ・発信力があり、拡散する内容・企画とすること

（2）事業の目標設定、事業の効果・実績の把握、分析等業務

事業について、目標を設定し、事業の効果・実績の把握・分析を行い、8（1）の実施報告書により取りまとめること。

（3）その他

- ・受託者は、事業実施に伴う素材等の収集（誘客に効果が見込まれる素材等の収集）、関係者（航空会社含む）との調整、その他必要な手配等一切を行うこと
- ・事業実施にかかる一切の経費は委託費の中に含むこと
- ・今回の事業実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと

5 業務に係る留意点

- (1) 業務の実施にあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」の各条項を厳守し、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- (2) 業務の実施にあたっては、空路会の指示に従うこと。

6 委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

7 委託限度額

2,494,800円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）

8 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）2部、
- (2) 提出場所 空路利用を促進する会
- (3) 提出期限 平成31年3月29日（金）
- (4) その他 成果物の作成にあたっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等をわかりやすく正確に記載する。
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。